

令和5年度第1回久喜市介護保険運営協議会会議録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○青木課長 皆様こんにちは。本日は公私ともにお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。只今から、令和5年度第1回久喜市介護保険運営協議会を開催させていただきます。私は本日司会を務めさせていただきます、この4月1日付けの人事異動で介護保険課長職を拝命いたしました青木と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。本日も引き続き新型コロナウイルスの感染防止策を講じながら会議を開催してまいりますので、よろしくお願ひいたします。なお、マスクの着用につきましては、本市においては3月13日以降、個人の判断に委ねることとしておりますので、その点もよろしくお願ひいたします。では、開会に先立ちまして、梅田市長からご挨拶を申し上げます。

○市長 <市長挨拶>

○青木課長 ありがとうございます。続きまして、秋本会長からご挨拶を賜りたいと存じます。秋本会長、よろしくお願ひいたします。

○秋本会長 <会長挨拶>

○青木課長 ありがとうございます。それでは、会議に入ります前に、出席委員についてご報告申し上げます。事前に、新井委員、渋谷委員、木伏委員、増田委員につきましては本日欠席のご連絡を頂いております。また、現在、本田委員、市川委員、東郷委員の3名の方におかれましては、まだこちらに到着していないという状況でございますが、現時点で、本日の出席委員は13人で、定数20人の過半数に達しておりますことから、本協議会は久喜市介護保険条例第15条第2項の規定により成立いたしますことをご報告申し上げます。

次に現在の傍聴者数でございますが、傍聴者はありません。なお、今回も株式会社ぎょうせいの職員が参加しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは次第をご覧いただきたいと存じます。次第の3として、本日諮問事項がございます。梅田市長から秋本会長へ諮問を行いたいと思います。梅田市長、秋本会長、よろしくお願ひいたします。

<諮問>

ありがとうございます。誠に恐縮でございますが、この後市長は公務がございますため、ここで退席とさせていただきます。ただいまから諮問書の写しを皆様へお配りいたしますので、ご確認を頂きたいと存じます。

続きまして、本日の資料につきまして確認をさせていただきます。事前に郵送いたしました資料でございますが、次第、資料の概要について、資料1として「地域密着型サービス事業所の新規指定について」、資料2-1として「市外

地域密着型サービス事業所の指定更新について①」、資料 2-2 として「市外地域密着型サービス事業所の指定更新について②」、資料 3 として「令和 5 年度介護予防支援業務委託契約事業所一覧」、資料 4 として「令和 4 年度久喜市高齢者実態調査報告書」、資料 5 として「久喜市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画の概要について」の以上 8 点でございます。

また、本日配布させていただきました資料がお手元でございます。議事（4）の関連で「令和 4 年度久喜市高齢者実態調査報告書に関する質問への回答」の 1 点でございます。資料に不足がある方は挙手を頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、会議の公開及び会議録の作成等についてご説明させていただきます。久喜市では、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、会議は原則公開とし、傍聴することが可能でございます。また、会議録を作成し公開することとなっておりますことから、本会議におきましても、発言者の氏名を含め全文記録方式で会議録の作成を行いたく、録音につきましてご了解を頂きたいと思っております。これに伴い、発言者の皆様はマイクを使用しての発言にご協力をお願いいたします。

それではこれより本日の議事に移らせていただきます。ここからは久喜市介護保険条例第 15 条第 1 項の規定により、会長が議長となり議事を進めていただきたいと存じます。秋本会長よろしくをお願いいたします。

- 議長(秋本会長) 本日の議事でございますけれども、承認案件が全部で 3 件でございます。まず、会議に先立ちまして議事録署名委員を私から指名させていただきます。前回に引き続きまして、名簿の順で赤池委員さん、それから廣瀬委員さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

《赤池委員、廣瀬委員了承》

それでは早速本日の議題に移りたいと思っております。まず議事の（1）でございます。地域密着型サービス事業所の新規指定について、事務局からの説明をお願いいたします。

- 佐藤係長 昨年度に引き続き担当させていただきます、介護保険課保険料・給付係の佐藤と申します。よろしくをお願いいたします。着座にて失礼いたします。議事の（1）地域密着型サービス事業所の新規指定についてご説明いたします。資料 1 をご覧ください。

《資料 1 に基づき説明》

- 議長(秋本会長) ありがとうございます。ただいま事務局の方から説明がございました。この説明に関してご質問あるいはご意見等ございましたら、挙手の上をお願いいたします。ないということではよろしいでしょうか。ありがとうございます。この議事 1 は、本協議会の承認を頂きたい事項ということでございます。地域密着型通所介護「みらいちりハ」の事業所の新規指定について、本協議会として承認するというところでよろしいでしょうか。

《委員了承》

ありがとうございます。それでは承認といたします。

次の議事に移りたいと思います。(2)でございます。市外地域密着型サービス事業所の指定更新について、事務局からの説明をお願いします。

○佐藤係長 引き続き着座にて失礼いたします。資料 2-1 をご覧ください。

《資料 2-1、2-2 に基づき説明》

○議長(秋本会長) ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございました。最初にあすなろホーム幸手でございますが、これについてのご意見・ご質問はございますか。ご意見・ご質問なしということではよろしいでしょうか。あすなろホーム幸手につきましては更新ということではよろしいでしょうか。

《委員了承》

ありがとうございます。承認いたします。

それでは 2 つ目でございますけれども、メディカルフローラ新白岡についてのご意見あるいはご質問をお願いいたします。茨木委員さんどうぞ。

○茨木委員 前の協議会もそうだったのですが、更新や新規の場合、申請書の様式というのは決められているものなのですか、法令か何かで。

○議長(秋本会長) この様式についての質問でございます。事務局回答をお願いします。

○佐藤係長 市役所で決めた様式で提出していただいております。

○茨木委員 例えば 2 番の法令基準の確認事項状況、括弧云々と書いてありまして、その中の様式で確認という文言が入ってくるのです。これは必要なと、削除しても全然問題ないのではないかとというのが 1 点です。もう 1 つは、その確認事項の隣に同じ確認状況とありますけれども、この 2 つペアでもって適になるのか、片方だけ適で片方が不適の場合は不適なのか、その判定はどのように決めているのですか。

○議長(秋本会長) 事務局どうぞ。

○佐藤係長 1 点目の確認状況における何々にて確認ということですが、こちら以前から入れさせていただいておりますが、協議会でこちらは掲載の必要はないということであれば削除することも可能でございます。2 点目です。関係法令等適否で適というのにつきましては、例えば、資料 2-2 の介護従事者(1)、(2)、(3)、それぞれについて適が出ているかどうかを見ております。1 つでも不適がある場合は基準を満たさないという形になります。以上です。

○議長(秋本会長) という事務局の説明がございましたが、この説明について、茨木委員さんの質問、それに対する事務局の回答について、他の委員さん、これについてどのようにお考えでしょうか。何かございますか。表現の問題ですね。茨木さん、何かまだありますか。

○茨木委員 市で様式を作成されたということですが、これが外部に出た時に私のような意見を持つ人も当然いらっしゃるかと思いますので、削れるところは削ってやはり単純化というか、スリム化というか、それでも対応できる様式を作っておいた方がいいかなと、意見として述べさせていただきます。

○議長(秋本会長) 今のは意見という形でよろしいですか。はい。茨木委員さんから

意見がございましたが、他の委員さん、何かこれについてのご意見ございますか。なければ、一応市役所でも規程で定めていると思いますので、次回までに内部でさらに検討いただいて、引き続きこの表現とするのか、やはり茨木委員の言うようにちょっとくどいというのであれば、削除してもわかるのかなと思います。何かありますか。

○土屋参事 高齢者福祉課長の土屋と申します。お世話になっております。ただいまの茨木委員さんの質問に関して、私の記憶なのですが、以前こういった承認をいただく事項で、この部分については何をもち確認をしているのかというようなご質問がありまして、それについてこういった記載をさせていただいていると考えているのですが、その点について発言させていただきます。

○議長(秋本会長) 過去いきさつがあつてこういう形になったわけですね。今回また意見が出ましたので、次回までにもう一度検討してみてください。茨木さんの言うお話ももっともだと思いますので、何年も経っていると思いますし、一番簡単なわかりやすい表現で、どれが一番いいのか事務局で検討していただいて、次回の協議会の時にまた事務局で、従来どおりいくのか、改善するのか回答していただければと思います。よろしいですか。

○茨木委員 はい。

○議長(秋本会長) 他にまだもう1点、はい、どうぞ。

○茨木委員 承認するのはやぶさかではないのですが、去年もそうだったのですが、確認状況の中で勤務形態一覧表にて確認というようにされているのですが、これは人が人の記録を見ると、それを安易に私達は承認していいのかと、客観的なものが上がってきてないわけです。そこが一番疑問に感じる様式かなと。安易にそうですかとスルーしてしまえばそのままなのですが、その職員の方が現場に行つて勤務表を確認するような、客観化されるようなものをこちらに示していただければ。ただ単にスルーしてしまうような感じの部分があると、危険ではないかと去年から思っていたのですが、そのあたりについていかがお考えでしょうか。他に術がないというのであればそれまでだと思うのですが。

○議長(秋本会長) ただいまのご意見ご質問について、事務局、回答をお願いいたします。

○佐藤係長 今のご質問ですが、資料 2-1、2-2 に関しましては、他市町村の市外地域密着型サービス事業所につきまして、久喜市の住民の方が利用させていただくという形になります。久喜市にある地域密着型サービス事業所につきましては指定期間が6年になりますけれども、その6年の間におおよそ2回、監査という形で、勤務の状況等、監査係の方でチェックを入れるような形を取っております。こちらにつきましては市外の地域密着型サービス事業所で、久喜市では1人利用させていただくという形なので、そこまで久喜市でチェックを入れるということではできませんけれども。例えばメディカルフローラ新白岡につきましては白岡市で、あすなろホーム幸手につきましては幸手市で同じよ

うな監査体制が取られていると思いますので、そこで担保は取れていると考えております。

○議長(秋本会長) ありがとうございます。久喜市内にある地域密着型サービス事業所については、久喜市で現地に出向いて監査をしているというお話ですね。ということになれば、市外ですけれどもこれはそれぞれの自治体がやっているという理解で、その相互信頼ということによろしいでしょうか。

○佐藤係長 そのとおりでございます。

○議長(秋本会長) 茨木委員さん、実態はそういうことらしいのですが、よろしいでしょうか、そういうことで、相互に信頼すると。

○茨木委員 はい、ご説明はよくわかりました。監査が入ることなのですけども、その監査が入る前、後、その間の期間というのは、特別な連絡等がない限りは、訪問するということはありませんと当然考えられるわけですので、もしそこで、その施設で例えばトラブルとかあるいは何か問題が起きた時とか、あるいはそういう場面で連絡なしで、事務、施設での対応で済んでしまう問題で、課題が浮き彫りになった時に、相談とかそういうことは当然あるのだらうと思うのですが、その信頼関係というか、そういうアクセスというか。実際には客観的にこの紙面に上がってきたもので見ると、勤務形態一覧表というのを確認するというだけで終わってしまうのですが、監査が入っているから安心だろうというのは言い訳でしかないのであって、常日頃から市の方がそういう施設を許可・更新をしているわけですから、その裏付けをやはりもう少し集めるというか、やはり市がきちんと資料を積み上げておいた方がいいと思います。それはこの資料だけでは確認できないので補足事項ということで、フォローというか、こういう形で積み上げてきていますという一言があると、やはりこの資料も信頼を増してくると思うのです。1つの意見としてお聞きしていただければ。

○議長(秋本会長) 意見という形なのですが、特に事務局でこの意見に対してコメントしておきたいことはありますでしょうか。特に事務局コメントなしでいいですか。

○佐藤係長 はい。

○議長(秋本会長) はい。ありがとうございます。では、ご意見として賜るということで、茨木委員さん、よろしいですか。

○茨木委員 はい。

○議長(秋本会長) ありがとうございます。そうしますと、2件目のこのメディカルフローラ新白岡についての指定更新でございますが、承認ということでよろしいでしょうか。

《委員了承》

ありがとうございます。それでは承認といたします。議事の2は以上でございます。

それでは次の議事に移りたいと思います。議事の3の令和5年度介護予防支援業務委託契約事業所について、事務局からの説明をお願いします。

○加納課長補佐 高齢者福祉課地域包括支援係の加納と申します。よろしくお願ひします。

《資料3に基づき説明》

○議長(秋本会長) ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございました。これにつきまして、皆さんご意見あるいはご質問等ございましたら、どうぞよろしくお願ひします。ご意見ご質問なしということでもよろしいでしょうか。これも承認を頂きたいということですが、承認ということでもよろしいでしょうか。

《委員了承》

ありがとうございます。承認いたします。

それでは次の議事に移りたいと思います。議事の(4)でございます。これは報告事項でございます。令和4年度久喜市高齢者実態調査報告書について事務局から説明をお願いします。

○門井主幹 介護保険課主幹の門井でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。議事の(4)、令和4年度久喜市高齢者実態調査報告書についてご報告いたします。

《資料4に基づき説明》

次に、過日資料4としまして、報告書を皆様にお送りしましたところ、小山委員様からご質問をいただきましたので、その回答につきましてご説明いたします。

《令和4年度久喜市高齢者実態調査報告書に関する質問への回答に基づき説明》

○議長(秋本会長) ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございました。この説明につきまして、ご意見・質問等ございますか。はい、どうぞ。

○宮地委員 宮地と申します。よろしくお願ひします。先ほどの小山さんのご質問のケアマネジャー調査のところなのですけれども、ケアマネさんは、私も事業所をやっているのによくわかっているのですが、おそらく久喜市の介護の実情をよく知っている方々なので、私よりもっと介護に詳しい方がたくさんいらっしゃると思うのですけれども、その方々が充足状況について回答しておられます。これを見ますと、やはり訪問介護とか、すごく充足しているとは思えないような、「不足している」が60.5%、「やや不足している」と考えている方を混ぜたら90%ぐらいが不足していると、これはおそらく事業所が少ないのではなくて、働く人が少ないのだと思うのです。これからの久喜市を考えると、日本もそうですけれど、人口、少子高齢化でどんどん人口が減ってきていると。それで人口が減って、他の企業さんもみんなテレビで言っていますけれど、人材を確保するためにいろいろ奔走しているということで、非常にやはりこれから介護の人材というのは、ますます確保するのは大変になってくるのではないかと予測されると思うので、そういう人材の確保とかの予想をしていただきながら、せっかくプロの方も来ていただいていますし、どれだけ人材が必要なのか、確保の見込みが久喜市であるのか、そういうことも入れて次の計画、第9

期の計画をしっかりとつくってほしいと思っております。

というのは、やはり介護は人材がいなかったらきっと何もできなくなってしまうので、久喜市は多く人材がいるよというようになればいいのではないかと思います。なかなか難しいことですがけれども、これから少子高齢化なので、そういうことをやはり久喜市としては目指していかないといけないのではないかと思います。

○議長(秋本会長) ありがとうございます。宮地委員さんからやはり人材が不足しているのかなと、人材確保をどうにかしてほしいというご意見でございます。

○宮地委員 それを予測して計画を立てていただきたいと、心から思っています。

○議長(秋本会長) このような意見が宮地委員さんからございましたが、事務局から、何か久喜市は人材確保でこんなにやっているとアピールする意見や施策がありましたら、せっかくの機会でございますので、一言どうぞ、事務局。

○門井主幹 人材確保の関係につきましては、この後議事の5のところでも出てくるのですが、今回第8期計画で、次は第9期計画ですが、もう遡りますと大分前から、国でも介護人材の確保というのは施策として問題視をしている部分でございます、久喜市としましても介護人材の確保ということで議会でも取り上げられている状況でございます。

その中で、県では人材確保に向けて資格取得の補助等をやっている部分もございまして、そういったものに久喜市としてはこれまで協力をしてきております。今後という話にはなってしまうのですが、本市独自でそういったものの、人材確保のための補助的なものができないかということで検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長(秋本会長) ありがとうございます。久喜市独自で人材確保対策ができないのかということを検討しているということですね。

○門井主幹 はい。

○議長(秋本会長) 他の委員さん、何かあります。

○小山委員 質問に対してご回答をいただきましてありがとうございます。この調査の結果を見て私がしみじみ思ったのは、私はこの久喜市に越してきたのが平成の初め頃なのですが、その頃は子ども達がたくさんいたのです。今周りを見ると子どもがいなくなってひとり暮らしになっている、私も含めてなのですが。そういう人が非常に増えて、空き家も増えてきて、一方では若い人達の流入を一生懸命市が、特に南栗橋にマンションをつくったりして進めようとされているのですが、それよりももっと増して高齢期に入るような人が増えてきて、今高齢化率 31%となっているような状況の中で、特にひとり暮らしの人が必要とするのは、やはり自分の生活を支えてくれる、先ほどおっしゃったようなヘルパーさん、おうちに来てくれる人なのです。生活の場を支えてくれる人かなと思っています。

もう1つは、外出をする時に足がないのでいろんなところに出かけられないとひとり暮らしの方が、やはりご近所にいらっしゃるのです。そうすると、介護タクシーとかではないのです。しかも、こういうデマンド交通とか循環バス

は走る所が大体決まっていますので、もっと身近に生活の中で移動手段がこれから必要なのではないかと私は感じています。やはりそこには人が、人材というのが必要というご意見を先ほど頂いて、本当にそれを反映できるようにしていただきたいと思いました。

○議長(秋本会長) ご意見ありがとうございます。このご意見に対して、事務局からこれだけ言っておきたいところ、何かありますか。

○門井主幹 調査結果を踏まえて、今、小山委員さんの意見も踏まえてのご回答になるかどうかわからないのですけれども、調査の中で外出をする際の移動手段というものを伺いしております。今回、前回の調査と順位を入れ替えがございまして、前回の全体順位では徒歩が1位だったのですけれども、今回は僅かの差ではありますが、自動車、自分で運転というものが第1位となりました。30 ページに図表があるのですけれども、圏域別で見ますと、菖蒲と栗橋地区では移動手段として自動車が1位で、その他の地区では徒歩が第1位という結果となっております。

元気な高齢者が増えているとも言えるかもしれないのですけれども、居住する圏域によっては、買い物とか通院の足として自動車の運転が欠かせない状況になってしまっているということかと思えます。移動手段については、免許証返納後の移動手段の心配ですとか、デマンド交通・市内循環バスの運行に関するものなど、自由意見のところでも多数ご意見を頂いておりますので、これらの意見につきましては他の課が所管する部分ではございますので、関係課に資料提供を行って問題として共有をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長(秋本会長) ありがとうございます。それでは、議事の(4)については以上でよろしいでしょうか。他にございますか。高田委員さんどうぞ。

○高田委員 この調査報告書なのですが、これの分析はいつ行われるのですか。なおかつ、分析の結果というのはいつ我々にご公表いただけるのでしょうか。

○議長(秋本会長) はい、事務局お願いします。

○門井主幹 分析結果ということなのですけれども、この調査結果を踏まえまして、今後この後でご説明します国の基本指針等も踏まえまして、総合的に勘案して第9期計画というものを策定しますので、その中に盛り込むような形になります。

○高田委員 報告書についての分析結果というものではないということですか、具体的には。

○門井主幹 冊子の紙面の都合もございまして全体的にということには、そういう形でお示しはできないと思うのですけれども、この報告の内容を踏まえて計画に反映させていくということでございます。

○高田委員 具体的にはどのように反映されたというのが、わかる形になるのですか、第9期事業計画の中で。

○門井主幹 まだどのような形でお示しできるかわかりませんが、どのように反映されたかというのがあるべく見える形で調整してみたいと思います。



- 議長(秋本会長) 高田委員さんの質問したように、この報告書についてカチッとした分析報告書のようなものはないのですね、事務局としては。
- 門井主幹 そうです。
- 議長(秋本会長) ただ、その結果、当然報告書がありますので、この報告書を基に第9期の計画の中にこの分析結果を落とし込んでいくと、こういう回答ですね。
- 門井主幹 そのように考えております。
- 議長(秋本会長) ですよ。そこまでよろしいですね。
- 高田委員 はい。それで質問なのですけれど、第8期の事業計画を作成するにあたっては、同じようにアンケートを取られて分析結果を出されていたように思うのですけれど、違いますか。
- 門井主幹 前回もこの報告書と計画という形で作成しておりまして、その他に分析結果という形では取りまとめてはおりません。
- 高田委員 私、このアンケート等にあたって質問したことがあるのですけれど、これだけ、例えば健康な65歳以上に5,000人も調査する必要があるのかとか、地区を5つに分ける必要があるのかとか。そういうものは、実際にアンケートを取って、そのアンケートの内容に従って、それを事業計画に生かしますということをおっしゃっていたのですけれど、このアンケートが具体的にどう落とし込まれているのか、それが見えなければ、本当にこのアンケートのやり方が、今のままでいいのかという問題があるのではないかと思うのです。例えば先ほどもおっしゃった、お年寄りにとって歩く手段がないと、交通手段がないと、従ってこれを交通企画課に反映させていきたいと思いたいというようなことをおっしゃっていたのですけれど、そういうのが具体的にどういうふうに入っているのか全然見えないのです。そういうのを1つ1つ、地域の特性が多かった、例えば菖蒲とか栗橋は交通手段がなくて困っていると、だから例えばデマンドタクシーなり、何か久喜市のそういうのが必要だということをこういうふうに与えていきますとか。これを具体的にどういうふうに使っているのか、使っているのかというのをもっと見せていただいていいのではないかと思うのです。
- 落とし込むと言われても、どうやって具体的にこの事業計画に落とし込んでいるのか。そのために、ここまで必要なのか。分析の結果だけ出ていて、これについての分析がないというのは、おかしいのではないかと思うのです。それが当然なのだと思いますというのが、私にとっては非常に不思議です。これを分析した上で、例えば5つの地区がこういうふうに分かれているので、こういうふうにきめ細かな介護保険のサービスが必要だと、具体的にこうしましたと、結果として、事業計画ですけれど。事前にそういうのがあっての話だと思うのです。どう落とし込んでいるのか見えないで、ただ入れますと言われても納得いきません。以上です。
- 議長(秋本会長) というご意見がありますけれども、事務局、これに対して何かご意見ございますか。事務局としてはこの報告書を分析して、さらに計画をつく

るわけだと思うのですが、計画を説明する時に、この計画はこの報告書のこの部分を、菖蒲とか、例えば旧久喜市とか、この部分はこういうふうに計画に反映されていますと丁寧に説明する。場合によってはペーパーを出す。これはこの報告書に基づいて、この結果このように生きましたと、少し時間がかかると思いますが、そういう丁寧な説明が必要かと思えます。

確かに、高田委員さんのようにこれだけの厚い報告書をつくって、はい、お蔵入りでは、少し残念ですよ、お金もかかっているのですから。だから、この報告書はこのように生きていますと、この部分に生きていますと、この報告書の菖蒲地区を分析した結果、このように計画に生きましたと、栗橋地区はこのように計画に生きましたと。そういう具体的な説明を丁寧にしないと、やはりもう報告書は始めから調査しなくてもよかったのではないかという意見になってしまいます。ですから、その辺を丁寧に説明するというので、高田さんよろしいですか。

○高田委員 はい。私は、もう1つ、全体に何かどうもアンケートでただ投資しているだけに思えるのです。このままでいいのかとか、このまま継続して同じ規模でやっていくのかというのは、毎回毎回考えていただきたいのです。5地区に分ける、果たして本当に必要があるのか。5,000人という大規模にアンケートを取る必要があるのか。それが本当に事業計画なりに生かされるのか。事業計画ではなくてもいいのです。先ほどの交通企画課に回しますというようなことでもいいのですけれど、そういうことで生かされることがあるのかどうかというのは、ただ単純にこれまで5,000人でやっていますから、このままでやらせてくださいというような回答が前回あったのですけれど、その時にきちんと分析をしますからとおっしゃったと思います。それを考えていただきたいのです。

要するに、これまでと同じようにやるのではなくて、創意工夫なり、もしくは費用を削減できるようなことを考えてやっていただきたいということです。以上です。

○議長(秋本会長) ありがとうございます。それでは再度高田委員さんからお話もありましたように、この調査結果報告書を計画にこのように生かすのだと、見える化して丁寧な説明を、計画案を出す時にはお願いしたいと思います。他の委員さん、先ほど手を挙げましたが他にいらっしゃいますか。はい、宮澤委員さん。

○宮澤委員 確認させてほしいのですが、この調査は、計画作成の基礎資料ということを目的としているのですけれども、この報告書というのは、どこまでどう報告される資料なのですか。例えば、この委員会には報告されますけれども、それ以外の関係者の方など、どこまで報告される資料となっているのか確認したいのですが。

○議長(秋本会長) 事務局、説明をお願いします。

○門井主幹 こちらの報告書ですが、現在簡易的なものとなっておりますが、ホームページに掲載する他、公共施設等に冊子にしたものを配架して、どなたでもご覧いただけるようにする予定でございます。

○議長(秋本会長) はい、どうぞ。

○宮澤委員 広く皆さんに見てもらおうということなのですからけれども、やはりこのような資料は、関係者の方々に実際の実態調査の結果を見てもらおうこともすごく大事なことになるのかなと思います。それを踏まえて、ページ数で言えば 202 ページ。これは誤りだと思えるのですけれども、202 ページ、・の下から 3 つ目、「介護が魅力ある職場になるような報酬や制度にしてほしい」、その中段辺り、上からまた 3 つ目、・「介護が魅力ある職場になるような報酬や制度にしてほしい」、全く同じ文言が掲載されており、1 行削除すべきだと思います。これは公に見せるということなのですからけれども、例えば 96 ページ、私が思ったことなのですが、自由意見なのですからけれども、ランダムに載せているのはわかります。しかし、やはり見る側として、例えば上から 2 つ目、地域循環バスの利用についてうたっていますが、次の 97 ページの中段辺りに市でバスというようなことが出てくるのです。やっぱりこの制度や、あるいは施設関係、あるいは生活インフラ、そういった項目ごとにはできる範囲で取りまとめた方が見る側というのは見やすいし、「あれ、さっき見たものではないか。」「ああ、この意見にはこういう意見もあるのか」と、例えば 97 ページの一番上、「介護保険料が高い」というように言っていますが、逆に、「いや、そうではないのだ」という意見もあります。あるいは、真ん中あたりで、介護保険料が年々高くなる、また下から 2 つ目、介護保険料のことをうたっています。

このようにバラバラだと、見る側というのは、「あれ、前の意見でこういう、この意見は違う」とか、それはやはり見る側として興味深く見るためには、できる範囲で結構ですので、項目をまとめた方がいいのではないかとこの意見というか、参考にしていただければと思います。以上です。

○議長(秋本会長) 何かこれについて事務局コメントありますか。

○門井主幹 先ほどの意見が重複していた部分につきましては、見落としがございました。また、項目ごとに並び替えた方がいいという意見につきましては、ランダムに並べたものでございましたが、確かにおっしゃるとおりと私も思いましたので、この後並び替えをしたものをもって校了ということで進めてまいりたいと考えております。

○議長(秋本会長) ありがとうございます。はい、廣瀬委員さん、どうぞ。

○廣瀬委員 廣瀬と申します。私サロンをしております、そこで介護保険を受けている人が、よくお茶飲みしている最中にこんなよと教えてくださって、全然皆さん、やはりそうやって聞くまでは介護保険というのはわからないのですよね。難しくわからなくて、介護保険というのがあるのはわかっているのですけれども、どうやって使ったらいいのかわからなくて、サロンでそういう話が出て、いい勉強会で、サロンでまた介護保険の講習をお願いしてやっているのですが。

こういうものをもう少し読みやすくまとめて、結果として主婦が読めるような結果を載せてくだされば、こういうのがあるというのを話せるのかと思います。私は、介護保険ができた時に難しい、利用者がいないと思っていました

が、これによって、こんないい制度ができていて随分よくなったと思っています。私も父を介護していた経験があるので、自分がやった時のことに比べたら、介護保険ができてどんなによくなったでしょうということを、よくサロンで言うのですけれども。ですから、この報告書をわかりやすくまとめて、主婦が読めるような、例えばサロンでみんなで読みましょうというようなものをつくっていただけたら嬉しいと思います。素人の主婦の考えで申し訳ありません。

○議長(秋本会長) という意見がございましたが、これに対する何か、事務局コメントすることはございますか。

○門井主幹 廣瀬様からご意見をいただきましたが、市民の方に公表するにあたりまして、よりわかりやすい表現となりますように努めてまいりたいと思っております。

○議長(秋本会長) ありがとうございます。他に、茨木委員さん、はい、どうぞ。

○茨木委員 まず小山委員さんからの質問票に対しての回答を読ませていただいたのですが、この文面を見ると上から目線なのです、小山さんに対して。もう失礼だ、失礼千万の回答です。小山さんの立場に立っての回答ではないということは、一事が万事でおそらくすべてのことが引っかかってくるような気がします。つまり、介護保険課というのは福祉の番人なのです。その務めを果たしていないということを、こういう文面から覗かれてはいけません。わかりますか。多分回答された方は一生懸命回答しているのでしょうけれど、小山委員さんの立ち位置に立っていない回答なのです。非常に冷たい、これをまず言いたいと思います。

それから2点目なのですが、盛んに人が足りないというように言われています。昔からヒト・モノ・カネと言いますから、人だけではなくてお金も必要なのです。そして、モノというか箱物というか、いろんなサービスというか。ですからこのヒト・モノ・カネというのは、すべてどんな場面でも生きてくるので、絶えずそれを振り返って事業に当たるとか、計画をする時とか、見直しが必要だと思うのです。そういうスタンスでないと、一方的で周りに配慮しない文章や事業ができてしまう、そのような危険があると私は思いました。

それと最後なのですが、今日の新聞にも書いてあったのですが、人の協力というか、手助けを受けないと病院に行けないとか、いろいろな事業所に行けないといった時に、簡単に何とかバスを利用すればとかオンデマンドを利用すればとは言うてはいても、実際には、その人一人ひとりの重症度が違うので利用できないのです。そこで利用するとなったら誰かが付き添わなければいけない。大方そのご家族が負担する部分が多いのでしょうか、看護師を雇うとしたら1日1万円以上かかるのではないかと思うのです。だからまさに金がかかる。ヒトとモノとカネっていうのをぜひ介護に、今日も市長がおっしゃっていましたが、久喜市は年齢が、県から比べたら高いと言っているわけですから、そこにぜひ予算を組んでほしいし、ただ、もう既に市の広報で予算が出ていますから、今更というのは難しいですけど、来年に向けてぜ

ひ予算を積んでほしいなど、そういう願いがございます。以上です。

○議長(秋本会長) 茨木委員さんから以上3点、願いという言葉を使いましたが、これに対して市から特に何かコメントすることございますか。特にないですか。特に行政からはなしということでございます。報告事項はこれでよろしいでしょうか。

はい、次に移りたいと思います。次は報告事項として議事の(5)「久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の概要について」に移ります。事務局の説明をお願いします。

○門井主幹 議事の(5)、久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定の概要についてご報告いたします。

≪資料5に基づき説明≫

○議長(秋本会長) ありがとうございます。ただいま事務局からの説明がございましたが、これに対するご意見あるいはご質問はございますか。はい、高田委員さん。

○高田委員 6ページの大臣告示のポイント案とは、誰の案なのですか。誰が誰に対して案を出しているのですか。

○門井主幹 こちらは、基本指針というものは国が定めるものでございまして、その基本指針というものが市町村が作成する介護保険事業計画のガイドラインになります。まず9期計画に向けて、国の方で基本指針を見直す検討を今行っているところでございまして、基本指針の案が7月に提示される見込みでございます。

○高田委員 これが2月に出たものではないのですか。

○門井主幹 この資料自体は2月27日の国の審議会の資料で示されたものでございます。

○高田委員 それ7月になると案が取れて指針になるのですか。

○門井主幹 スケジュールが3ページにございましたが、市町村の方に基本指針の案として提示されるのは7月頃の見込みでございます。

○高田委員 わかりました。少し時間も押しているので手短にします。これを読んでいて、この大臣告示のポイント案というのは何かさっぱり頭に入ってこなかったのですけれど、これを市の介護保険の方に言っても仕方がないのですけれど、基本的考え方を書いているのですけれど、何を書いているのかさっぱりわからないのです。例えば①、②というのは基本的考え方ではないのです。外的要因というか、第9期を取り巻く外部環境なのです。おそらくこうなるであろうという、考え方でも何でもないので。実際に考え方というのは、③の最後の方に出てくる「介護サービス基盤を整備するとともに」と始まるこのところで書いてある3行なのです。それが①、②、③というように下で示されているというように理解しました。

要は、何が言いたいかということ、国民に対してかわからないのですけれど、政府の高官か厚労省か、そういう人達かどうかわからないのですけれど、その人達が煙に巻いたようなことをただ書いていただけなのではないかというように

思いました。本当にお聞きしたいのは、見直しのポイントがあるのですけれど、見直すというからには何か見直す前のものがあったわけなので、それを知りたいのですけれど。それが今、この時間にできると思わないので、おそらく第8期から第9期に対しての見直しだと思うのですけれど、具体的にどこが見直しになっているのか、それをご提示いただきたいということです。以上です。

○議長(秋本会長) ということで、次回の時にこの見直しのポイントを具体的に、第8期はこうだったから、第9期はこうなったと説明してほしいということですね。

○高田委員 そうです。

○議長(秋本会長) ということで、ご意見ですが、事務局それでよろしいですか。

○門井主幹 かしこまりました。

○議長(秋本会長) それでは次に茨木委員さんどうぞ。

○茨木委員 7ページに括弧のついているページというのは、これから作成する上でのページ数というように考えていいのですか。例えば8ページから14ページ。

○議長(秋本会長) 事務局お願いします。

○門井主幹 大変申し訳ございませんが、お配りした資料の表紙に記載しておりますけれども、この資料は国の資料から抜粋したものでございます。本文中に記載されている資料番号及びページについては、国の資料のものでございます。

○議長(秋本会長) どうぞ。

○茨木委員 先ほども申しましたように、私達は委員なので私達にとってそのページ数というものは要らないのです。それは職員の方が知っていればいいことであって、私どもにお示しする必要はなくて逆に誤解を生んでしまうということです。そういう点は配慮していただけたらと思います。

2点目なのですが、高田委員さんとかぶってしまう部分があって申し訳ないのですが、先ほどの調査をした結果が、成果と課題というのは当然出てくるはずですが、ですから、今回はその成果と課題についてお示ししていただきたいということと、この第9期計画については、先ほどご説明がありましたように、この内容については第8期の継続の取り組みである、そして第9期になって新しい事業の取り組みであるというのを、明確にした形のものをつくっていただきたい。要するにプランとか計画というのは事前に課題があるわけですから、課題を私達は知りたいと言っているわけですから、課題なくしてプランもビジョンもないということなのです。そこをやはり私達が共有する内容であると思うのです。ですから、第9期スタートにあたっては当然第8期の反省もあるでしょうし、そういうことも含めて課題と成果というのを次回お示ししていただきたいと思います。以上です。

○議長(秋本会長) はい、ありがとうございます。ただいま茨木委員さんからご意見がございましたように、次回7月の協議会の時には、事務局大変かと思いますが、丁寧に第8期はこうだったと、第9期はこうですと、できれば1個1個

とか全部、1項目1項目は全部できないでしょうけれども、主立ったところ。これがこうなると、これはこうならないと、同じだと、わかりやすく説明していただければ、我々も非常にわかりやすく、また意見も出しやすいと思いますので、次回の資料づくり、丁寧によろしくお願ひしたいと思います。他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは今日の承認事項、それから報告事項すべて終わりましたので、議長の職をこれで解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

- 青木課長 ありがとうございます。続きまして、次第5のその他でございます。事務局よりお知らせをさせていただきます。
- 佐藤係長 次回の会議についてお知らせいたします。第2回目の会議は7月21日金曜日に、鷺宮総合支所、4階の404・405の会議室で予定しております。時間は今日と同じ13時15分からの予定です。よろしくお願ひいたします。
- 青木課長 ありがとうございます。本日予定しておりました議事につきましてはすべて終了いたしました。閉会にあたりまして、本日は木伏副会長が欠席のため、秋本会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。
- 秋本会長 <<会長挨拶>>
- 青木課長 ありがとうございます。以上をもちまして、令和5年度第1回久喜市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様ありがとうございます。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和5年5月23日

議長.....秋本 政信.....

議事録署名人.....赤池 勝夫.....

議事録署名人.....廣瀬 和子.....